

特に優れた業績による奨学金返還免除制度

修士課程に内定制度が創設されます

修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」）へ
令和5年度に進学を予定している方から対象

修士課程等へ進学する前年度に進学を予定している大学院を通じて申請できます
（対象となる大学院へは機構から通知します）

制度創設の目的

優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、修士課程等での修学に係る経済的不安を早期に
解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています

免除者の割合

これまでの第一種奨学金貸与終了者数に対する30%とは別に、新たに5%が内定制度限定の
推薦枠として、対象となる大学院に配分されます

対象要件

以下のいずれも満たす必要があります

- ① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること 又は 非課税世帯であること
- ② 科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は 大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望していること
- ③ 将来上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること

選考方法

上記の「対象要件」を満たしていることを大学院において確認したうえで、大学院入試の成績
やこれに代わる大学学部の成績等をもとに、文部科学省令で定める各業績について十分な成果
を挙げる見込みがある者として、総合的に評価し選考されます

中間評価

内定者となった場合は 年に1回中間評価があり 内定者として相応しい成績を挙げているかどうか
確認します（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります）

貸与終了時には 改めて業績免除の申請をする必要があります

第一種奨学金の申込みは 別途手続きが必要です
内定制度の申請をただけでは 第一種奨学金は受けられません

◆◆◆詳細は 進学予定の大学院にお問い合わせください◆◆◆